

施設長等会計責任者・管理者及び会計担当職員のための会計研修会

「就労支援の事業の会計処理の基準」について

2006. 11. 21

共催 きょうされん広島県支部(事務部会)
広島県就労振興センター(調査・研究・研修部会)

自立支援法の全面施行に伴う、支援費の請求事務の変更への対応で、皆さんお疲れのことと思います。

8月24日の障害保健福祉関係主管課長会議で、「従来の授産施設会計基準は廃止」が提示され、10月5日「就労支援会計の事業の会計処理の基準」が発表、10月1日付施行となりました。

平成18年10月1日以降、新たに就労支援事業を始める法人は、すでに10月から就労支援会計基準が適用されています。また、それ以外の授産施設等や精神障害者社会復帰施設も、順次就労支援事業会計処理基準に基づく会計処理が要求されます。

就労支援会計基準の目的や概要、授産施設会計基準との違いなどについての研修会を開催いたします。いろんなことが一度に変わり、皆さん不安なことと思います。年末の忙しい時期ではございますが、多数ご参加ください。

日 時 平成18年(2006年) 12月18日 (月)
13:00~16:30 (13:00 受付開始)

場 所 広島市東区地域福祉センター3F 大会議室
広島市東区東蟹屋町9-34 TEL (082) 263-8443

講 師 公認会計士・税理士
釜田英雄 先生

参加費 1,000円

(お問い合わせ先)

きょうされん広島県支部 広島市中区吉島西 2-1-24 082-542-4693

広島県就労振興センター 広島市南区比治山本町 12-2 082-252-3100

「就労支援の事業の会計処理の基準」について

研修会 参加申込書

作業所名 _____

住 所 _____

T E L _____

参加者名 役職 _____

役職 _____

質問事項がありましたら、ご記入ください(できるだけ具体的に)



FAX 082-542-4690

申し込み締め切り 12/13(水)